令和８年（フ）第１２５号
山口県宇部市西梶返３丁目３番11―101号
債務者　宮本寿々奈
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第３０号
熊本県天草市倉岳町棚底850番地３　大原団地102号
債務者　西澤　昭太
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第９９４号
広島県廿日市市平良１丁目14番11―202号
債務者　酒井　直幸
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７号
北海道苫小牧市桜木町３丁目12番14号　エルム桜木Ⅰ　101
債務者　濱野さつき
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第６３８号
札幌市北区新琴似８条12丁目４番21号
債務者　小笠原達也
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３４号
札幌市手稲区富丘１条７丁目10番５号　クレール富丘101号
債務者　石井　照惠
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６５１号
札幌市西区二十四軒１条６丁目８番10―101号
債務者　勝山　敬太
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７３号
札幌市西区宮の沢３条４丁目10番３号　ラポール宮の沢203号
債務者　生駒　信一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９３号
札幌市中央区南２条西10丁目1000番地４　ＫＤＸレジデンス大通公園1302号
債務者　田中　郁子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０２号
北海道江別市上江別西町14番地の２　ハイツ幸建206号
債務者　仲村　浩幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５１号
岩手県九戸郡九戸村大字山屋第３地割128番地１
債務者　野辺地春男
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第４２号
福島県いわき市四倉町字和具129番地　ヴィラ・ワカサＢ
債務者　新妻　義浩
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１６１号
福島県いわき市自由ケ丘26番地の１　八百真マンション自由ケ丘Ａ102
債務者　北條　博之
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１７６号
福島県いわき市小名浜君ケ塚町16番地の４
債務者　児玉有希江
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８３号
福島県いわき市郷ケ丘一丁目５番地の９
債務者　金子壯一郎
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８５号
福島県いわき市平赤井比良二丁目20番地　県営住宅５－３
債務者　山本　成利
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８６号
福島県いわき市平上荒川字桜町50番地の４　オーシャンハイツ107
債務者　飯高　春好
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部